

国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程第 8 条の規定に基づき学長が定める資格として、次の条件を満たすことを証明する書類を提出できる者であること。

- ① 過去 5 年以内に病床数 400 床以上の病院施設における、同等の契約実績を有する者であること。
- ② 一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たし、医療関連サービスマーク（医療用ガス供給設備の保守点検業務）の交付を受けている者であること。
- ③ 岡山県内に本店、支店、又は営業所が有り、緊急時の連絡体制が整っている者であること。
- ④ 点検対象設備について、業務上必要な部品類の提供ができる者であること。
- ⑤ 次に掲げる基準を満たす者を履行場所に配置できる体制が整っている者であること。
 - ア) 公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）を 5 年以内に修了している者
 - イ) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定による「販売主任者」又は「製造保安責任者」の資格を有する者※上記ア、イは 3 年以上の実務経験があり、3 ヶ月以上継続して雇用している者であること。
- ⑥ 個人情報の安全管理のための明確な措置を講じていること。

（下記のア）～ウ）のうちいずれか）

 - ア) プライバシーマーク登録証の写し
 - イ) JAPHIC マーク認証許諾証書の写し
 - ウ) 当該措置を講じていることが確認できる規程等の写しに会社印、代表者印を押印した書類